

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 取得価額不明の株式の取扱い

Q : 取得価額が不明の株式について、株式売却額の5%を取得価額とする方法以外の取扱いもできるようになったと聞いたのですが、どのような方法でしょうか。

A : 株主登録時の終値等を取得価額とする方法です。

【解説】

平成11年度の改正では、平成13年4月1日以降の個人の株式売却に係る譲渡損益については源泉分離課税が廃止され、申告分離課税に一本化されることになりました。

申告分離課税の場合には、譲渡収入金額から取得価額を差し引いて譲渡所得を求め、これに税率を乗じて税額を算出します。

譲渡株の取得価額については、取得日の価額とするのが原則である一方、取得時期が古い株式では取得価額が不明な場合も少なくないのが現状です。

こうしたケースについては株式売却額の5%を取得価額とする取扱いが現行でも設けられていますが、このほど国税庁が明らかにした取扱いは、株主登録日等が明らかであればその日の終値等を譲渡株の取得価額とする譲渡所得計算を認めるというものです。

株主として登録した日については、株式現物があればその裏に記載してあるのが一般的なほか、株式発行会社や発行会社が証券代行を委託した信託銀行に照会すれば判明するでしょう。また、株主として登録した日の終値については、当時の株式専門誌等のバックナンバーを参照することになるでしょう。

